

## 伊勢市バリアフリーマスタープラン（案） パブリックコメント結果概要について

### 1. 実施の概要

#### (1) 意見募集方法

- ・ 公告
- ・ 広報いせ 12月1日号掲載
- ・ 伊勢市ホームページおよびケーブルテレビ文字放送への掲載
- ・ 関係者団体への周知文送付(障がい者団体、タクシー協会、旅館・民宿組合)
- ・ 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター様におけるポスター掲示

#### (2) 案の閲覧場所 (22箇所)

- ・ 伊勢市役所(本館1階市民ホール、総務部総務課、健康福祉部障がい福祉課、都市整備部都市計画課)
- ・ 二見・小俣・御園の各総合支所生活福祉課
- ・ 神社・大湊・宮本・浜郷・豊浜・北浜・城田・四郷・沼木の各支所
- ・ 伊勢図書館、小俣図書館
- ・ 福祉健康センター
- ・ 生涯学習センターいせトピア、二見生涯学習センター
- ・ いせ市民活動センター

※期間中、伊勢市ホームページにも掲載。

#### (3) 意見提出の対象者

伊勢市内に在住、在勤又は在学している人など

#### (4) 閲覧期間

令和2年11月27日(金)～12月28日(月)

### 2. 意見募集の結果

- ・ 意見者数2名(提出方法:メール 1名、持参 1名)
- ・ 意見に対する案の修正なし

### 3. 意見概要及び市の考え（案）

#### （1）計画全体について

**赤字**：修正箇所

	寄せられた意見の概要	市の考え
1	計画が、市外からの観光客等に対する施設や利便性の行政サービスの向上をメインとする設備計画となっている（多額の費用が必要である）。	本マスタープランは、高齢者・障がい者等の移動や公共施設の利用に関し、利便性や安全性の向上を促進することを目的として、市内のバリアフリー化の方針を示すものです。 基本理念として「市民と来訪者が安心・快適にいいきと過ごせるまちづくり」を掲げています。
2	市内在住者の日々の生活や活動状況に対する利便性向上のためのバリアフリー化という視点がより大事と思われるが、その点が従来から希薄と感じる。	本マスタープランの策定においては、当事者となる方々の意見を反映すべく、市民アンケートや高齢者・障がい者団体に対するヒアリングを実施しました。また、バリアフリーマスタープラン策定協議会によるまち歩き現地確認を実施し、実際にまちを移動する際に支障となる箇所を確認しました。これらを通じて高齢者・障がい者等の方々が市内で日常生活を送る上での課題を抽出し、バリアフリー化の方針に反映しています。
3	本来、伊勢市に住む人々誰もが安全安心に生活できることが一義的なバリアフリーの目的と考えるが、市内在住者に対する対応が冷たいと感じることが多々ある。	高齢者・障がい者等の日常生活や社会参加について、市民一人一人が関心を持ち、理解を深め、自然に支えあう「心のバリアフリー」が <b>必要です</b> 。本マスタープランにおいても「心のバリアフリー」の重要性や、市や関係団体、民間による取り組みについて <b>記載しており</b> 、これらを通じて、誰もが安心して生活できる共生のまちを目指します。

(2)「1. 伊勢市バリアフリーマスタープラン策定にあたって」について

	寄せられた意見の概要	市の考え
4	平成30年11月に改正バリアフリー法が施行された。その概要を明記すべき。	バリアフリー法は、本マスタープラン策定の根拠法となるものですが、 <u>法全体の概要ではなく、マスタープラン本編の説明において必要となる部分を抜粋して掲載することとします。</u>
5	マスタープラン策定のメリットについて明記すれば分かりやすいと思う。届出制度やバリアフリーマップ作成など、表にすれば分かりやすい。	メリットについては、本マスタープラン中ではなく、策定後に内容をホームページに掲載する際の説明文等に記載します。
6	関連する法律の成立・改正等の状況の明記が必要だと思う。 「交通政策基本法」の成立（平成25年11月）、「障害者基本法」の改正（平成23年3月）、「障害者差別解消法」の成立（平成25年6月）など障がい者等を取り巻く法的環境が整いつつある。「障害者権利条約」を平成26年1月に批准し、平成26年2月から効力が発生している。計画策定の背景に入れてはどうか。	<u>バリアフリー法が本マスタープランにおける根拠法であるため、必要となる部分を抜粋して掲載しております。</u>
7	バリアフリーマスタープラン策定協議会における検討として、バリアフリー化の方針などの意見をいただき、マスタープランに反映したことや、パブリックコメントを実施し、意見を頂いたこと等の記載が必要だと思う。	策定協議会やパブリックコメントについては、本マスタープラン中ではなく、策定後に内容をホームページに掲載する際の説明文等に記載します。
8	持続可能な開発目標(SDGs)が定めるゴールの達成に貢献することを目指すことを、マスタープラン策定に入れてはどうか。	持続可能な開発目標(SDGs)は、 <u>2015年の国連サミットで採択された国際的な目標であり、現在のバリアフリー施策全体の背景となるものです。本マスタープランにおいては、市の方針や取り組みに重点をおいた構成としており、背景となる部分についてはマスタープランに直接関係する部分をまとめております。</u>
9	人口や高齢化の推移、障がい者人口など、伊勢市の概況を明記すべきである。	市の概況については、資料編にまとめました。

(3) 「3. 基本的な方針」について

	寄せられた意見の概要	市の考え
10	市民アンケート、関係団体ヒアリング、まち歩き（現地確認）について、具体的な内容の記載が必要だと思う。	アンケート結果等については、資料編にまとめました。
11	基本理念と基本方針について、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、年齢、障がいやけがの有無、性別等に関わらず、だれもが社会参加が出来る安全で快適なまちづくりについて、基本方針に入れるべきである。	<p>バリアフリーは、高齢者・障がい者等が日常生活、社会生活を送る上での障壁を取り除くという考え方と<u>されています</u>。一方でユニバーサルデザインは、施設や製品を誰にとっても利用しやすくデザインする考え方とされています。本マスタープランは、バリアフリー法に基づき、高齢者・障がい者等の、特に移動に関する部分に対して、バリアフリー化の方針を示しています。</p> <p>本マスタープランの基本方針として「<u>高齢者、障がい者等だけでなく来訪者も含めて、誰もが安全に安心して移動できるまちの整備を進める</u>」ことを掲げており、<u>これに基づいて市として進めるべき施策の方向性を示しています</u>。</p>
12	「三重県おもいやり駐車場利用証制度」について、概要等（図を入れたもの）を記載してはどうか。	本マスタープランは、市が関係する事業・取り組みを中心にまとめており、県の取り組みについては記載しないこととします。

(4) その他

	寄せられた意見	市の考え
13	<p>資料編が必要だと思う。</p> <p>① 策定協議会の設置要綱 ② 策定経過 ③ 策定協議会委員名簿 ④ 用語集 ⑤ 介助方法を理解すること（図を入れたもの） 車いす使用者への案内 目の不自由な人への案内 耳の不自由な人への案内 等</p>	<p>左記の①～③については、資料編としてまとめました。</p> <p>④については、ご意見のとおり資料編に追加します。</p> <p>⑤については、「心のバリアフリー」に<u>関する取り組みを実施</u>する際に必要である知識であると考えられるため、<u>本マスタープランには記載せず、具体的な事業を進める中で周知を図るもの</u>とします。</p>